



令和4年4月1日（金）

“全国初”地域ブロック全域での大学等連携推進法人の認定について

- 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構は、令和4年3月31日に、文部科学大臣から、「大学等連携推進法人」の認定を受けました。
- 「大学等連携推進法人」の認定は全国2例目で、都道府県を越えた地域ブロック全域での認定は、全国初となります。
- このたびの認定を受け、四国地域大学ネットワーク機構では、それぞれの大学が持つ強みと独自性を活かしながら、四国地域の発展と持続可能な地方分散型社会の実現を目指します。

“全国初”の地域ブロック全域での大学等連携推進法人の認定

- 四国地域大学ネットワーク機構は、四国5国立大学法人が社員となり、これまでの連携を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、四国地域の発展に貢献することを目的に、令和3年3月18日に設立された法人です。
- 「大学等連携推進法人」の認定を受けることで、参画大学の間で、連携開設科目の開設などの教学上の特例が認められます。

四国地域大学ネットワーク機構の取組

- 教学上の特例活用を活用し、四国5国立大学連携による「連携教職課程」を令和5年度から開設予定です。
※ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期等が変更となる可能性があります。
- 「連携教職課程」により、単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成の実現を目指します。この「広域分散協働型連携」による取組は、少子化などの課題が全国に先駆けて顕在化している四国をフィールドとし、新しい時代や課題に対応できる教職課程の道を切り拓くためのモデルとなるものです。

<連携教職課程開設免許種・構成大学>

- 美術（中・高一種） 徳島大学、鳴門教育大学、香川大学
- 家庭（中・高一種） 鳴門教育大学、香川大学、高知大学
- 情報（高一種） 鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学

- さらに、四国全体を包摂する様々な主要課題に係る討論や研究会を、5大学間で重ねることにより、四国の今日的な諸課題解決に取り組むことができ、地域を牽引できる人材の育成に取り組む「四国人財育成塾」を推進します。
- このような連携による人材育成の取組を通じて、それぞれの大学が持つ強みと独自性を活かしながら、四国地域の発展と持続可能な地方分散型社会の実現を目指します。

<問合せ先>

大学	担当部署・担当者	電話番号	メールアドレス
国立大学法人徳島大学	総務部総務課長 山瀬浩幸	088-656-7005	soumukachou@tokushima-u.ac.jp
国立大学法人鳴門教育大学	経営企画戦略課長 内海美佐緒	088-687-6243	kikaku@naruto-u.ac.jp
国立大学法人香川大学	企画総務部総務課長 川池拓史	087-832-1011	soum-h@kagawa-u.ac.jp
国立大学法人愛媛大学	総務部学長室長 渡邊友樹	089-927-9003	hisyo@stu.ehime-u.ac.jp
国立大学法人高知大学	法人企画課長 山内勝	088-844-8658	hj03@kochi-u.ac.jp

四国5国立大学法人（徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）が社員となり設立した「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」は、令和4年3月31日に、地域ブロック全域では全国初となる「大学等連携推進法人」の認定を受けた。

「大学等連携推進法人」参画大学に認められる教学上の特例を活用し、単独大学の教育リソースだけでは為しえない一層厚みのある教員養成の実現のため全国初となる「連携教職課程」を令和5年度に開設予定。

また、四国の今日的な諸課題解決に取り組むことができ、地域を牽引できる人材の育成に取り組む「四国人財育成塾」を推進。

一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構



四国人財育成塾（令和3年度～）

四国全体を包摂する様々な主要課題に係る討論や研究会を5大学間で重ねることにより、四国の今日的な諸課題解決に取り組むことのできる、地域を牽引できる人材の育成に取り組む。

年に2回シンポジウムを開催し、地域社会に還元

⇒ **四国地域を牽引できる人材の育成**

連携教職課程（令和5年度～）

単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成の実現を目指す。少子化などの課題がある四国をフィールドとし、新しい時代や課題に対応できる教職課程の道を切り拓く。

令和5年度から以下の教職課程で連携を開始

中・高（美術）、 中・高（家庭）、 高（情報）

香川・徳島・鳴門

香川・高知・鳴門

香川・愛媛
高知・鳴門

⇒ **人口減少期における教員養成モデル**

大学等連携推進法人

地域ブロック全域では
全国初

認定



それぞれの大学が持つ強みと独自性を活かしながら、
四国地域の発展と持続可能な地方分散型社会を実現！



1. 社会情勢と国立大学の役割
2. 教員養成が直面している課題 と 大学間連携の意義
3. 四国地域における大学間連携

1. 社会情勢と国立大学の役割

- Society5.0への対応
- グローバル化の進展
- SDGsに向けた取組

⇒ 文化的背景や価値観における多様な人々との交流や協働が求められる社会

- わが国では依然として人口減少が継続

⇒ 「持続可能な地方分散型社会」の実現

- ポストコロナ社会における新しい教育の実現

⇒ オンライン授業の導入・ICT機器の活用など

- これらの諸課題に対し、知と人材の集積拠点としての国立大学は、大きな役割を担うことが求められる
- 特に地域における諸課題の解決に貢献できる人材や未来を創造できる人材を育成することは、地方国立大学の使命

2. 教員養成が直面している課題 と 大学間連携の意義 ①

■ 学校現場が抱える課題の多様化・高度化

- 加速度的に進展する情報化への対応
(ICT機器の活用など)
- 特別な支援を必要とする子供たちの増加など、
子供たちの多様化
- 地域・家庭環境の変化に伴う、学校が担う役割の拡大

■ 個々の教員に求められる役割の増加

- 児童生徒数の減少に伴い、教員需要が全国的に減少傾向に転じる見込み



教員の資質・能力の向上のために教員養成機能の高度化が必要



それぞれの強み・特色を生かしつつ、近隣の大学との連携・協力などを通じて
教員養成機能強化する仕組みが求められる

2. 教員養成が直面している課題 と 大学間連携の意義 ②

地域の教員需要を満たす

現職教員の研修機能を支える



各地域の大学に教員を養成・研修できる体制があることが重要



近隣の大学との連携・協力などを通じて
一定の養成・研修機能が維持されるような仕組みが求められる

3. 四国地域における大学間連携 ①

2012（平成24）年度～2017（平成29）年度

四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業

- ① 四国地区国立大学アドミッションセンターの設置とAO入試の共同実施
- ② 四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施
- ③ 四国産学官連携イノベーション共同推進機構の構築

3. 四国地域における大学間連携 ②

2018（平成30）年～ 教職大学院の単位互換に関する協定



遠隔形式で
共同授業を実施
(鳴門・香川・愛媛)

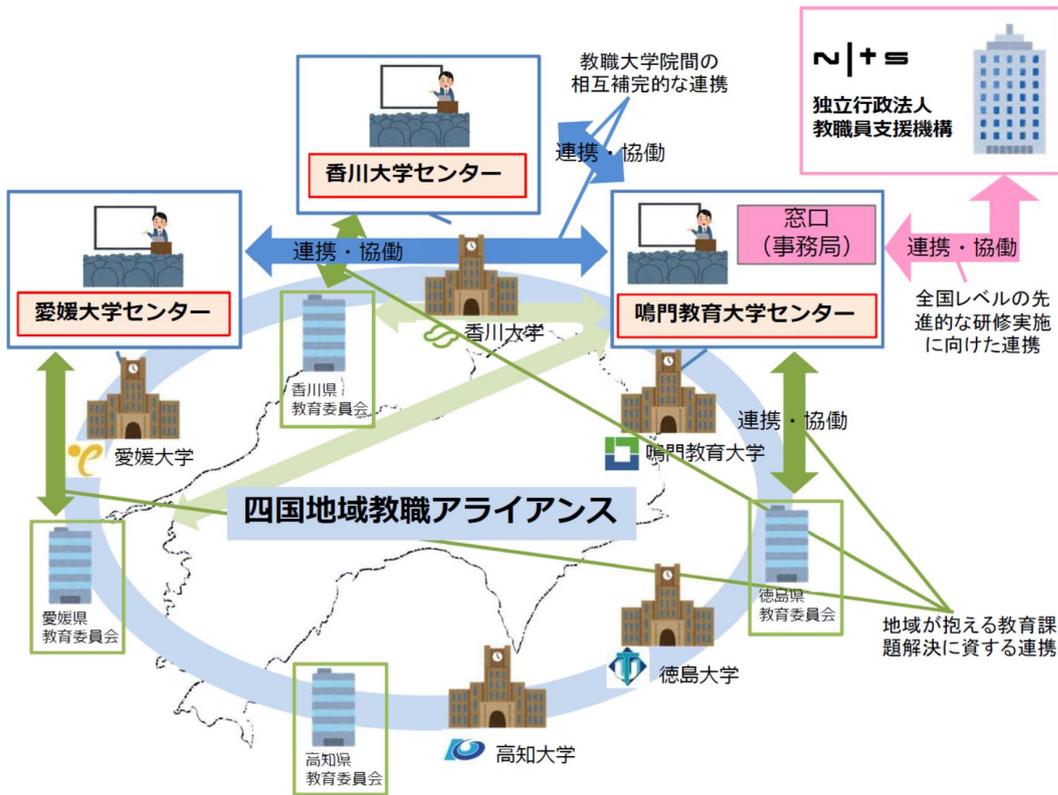
協定締結式 (2018 (平成30) 年3月6日)



(左から) 野地徳島大学長, 山下鳴門教育大学長, 笈香川大学長
大橋愛媛大学長, 脇口高知大学長, 柳澤教員養成企画室長
※役職名は当時のもの

3. 四国地域における大学間連携 ③

2019（平成31）年～ 四国地域教職アライアンスセンター



複数大学が連携した
広域センターは
全国初

各大学が各県教育委員会
と協働して実施している
研修を他大学にもシェア
しながら、研究・開発を
推進

3. 四国地域における大学間連携 ④

2021（令和3）年～ 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構



地域ブロック全域では全国初
大学等連携推進法人の認定

四国5国立大学法人連携による
「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」設立式

（社員：国立大学法人 徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）

3. 四国地域における大学間連携 ⑤

2021（令和3）年～ 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構

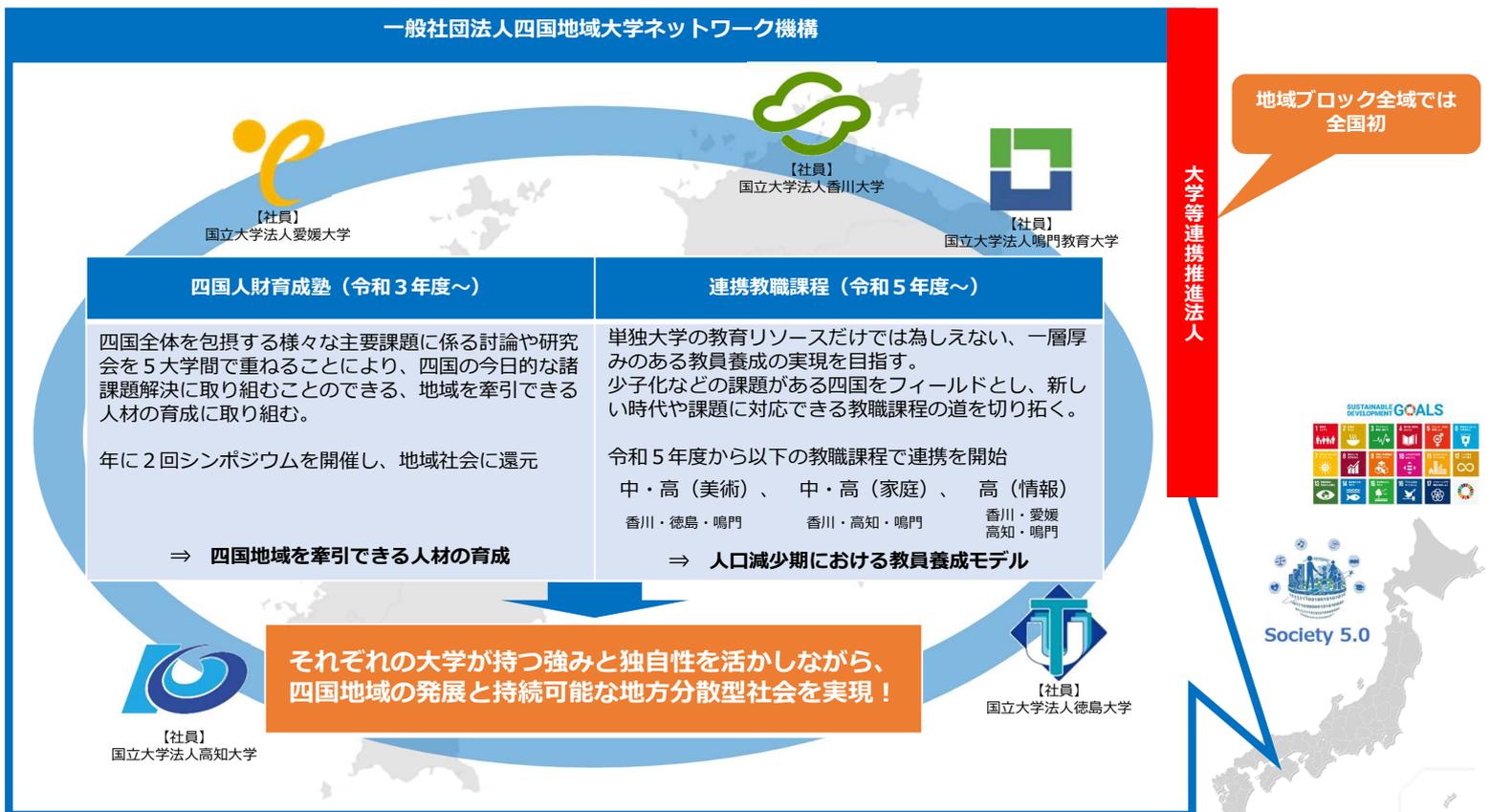
四国における 連携の特徴

- 少子化などの課題がある地域
 - 各県・各大学の特色を活かした大学間連携を推進し、教育研究の高度化・活性化を実現
- ⇒ 地方分散型社会の実現に向けた先導的モデル ⇒ **広域分散協働型連携**

連携内容

- 「連携教職課程」により、単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成の実現
- 過疎化と少子化が著しい四国ならではの、新しい教職課程の道
- 「四国人財育成塾」により、四国の今日的な諸課題解決に取り組むことのできる、地域を牽引できる人材の育成に取り組む

3. 四国地域における大学間連携 ⑥



大学等連携推進法人について

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

(一般社団法人) ○○地域大学ネットワーク機構

理事会
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

社員総会
法人に関する重要事項の決議

・意見具申
・業務の実施状況の評価

※評議会の設置は任意
大学等連携推進評議会
※学識経験者、産業界等で構成

①申請



②認定



文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を定める

大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

大学等連携推進業務（例）

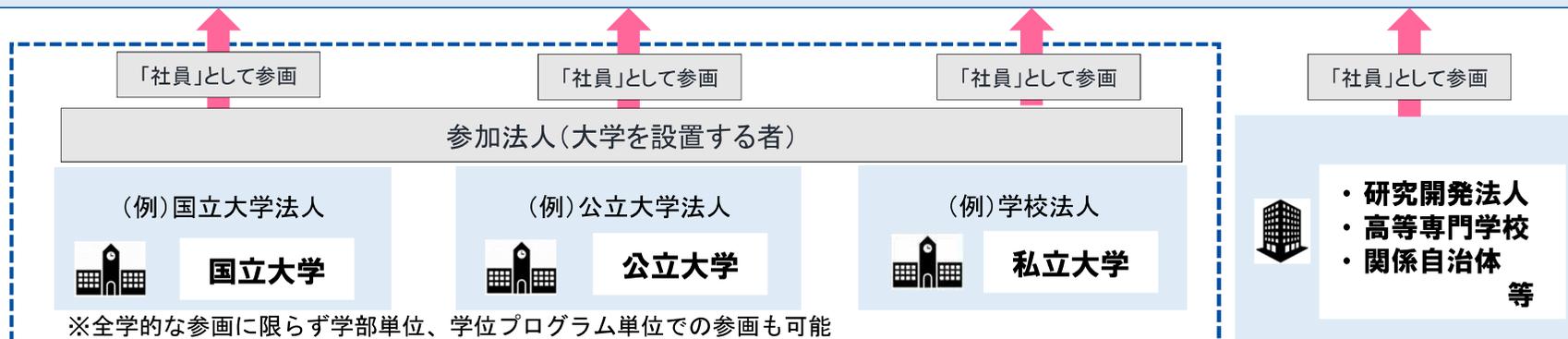
- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等

大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

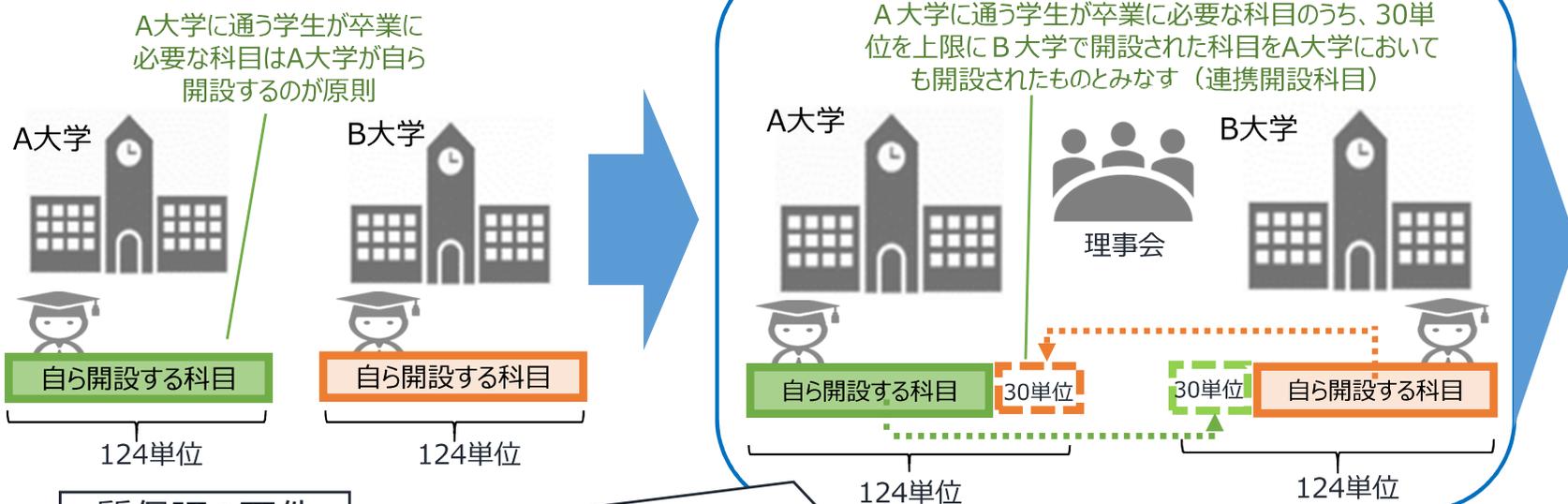


大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、…教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**」とされている（**自ら開設の原則**）。
- ↓
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要
- **質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・**地域が求める人材等**を連携して育成
 - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・**きめ細かな指導や少人数教育**の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育**を実施することや、**教養教育**を充実させることが可能に。

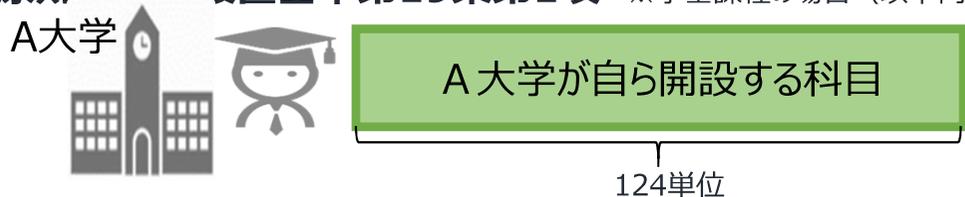
質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」**を策定し、**文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け** 等

大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項

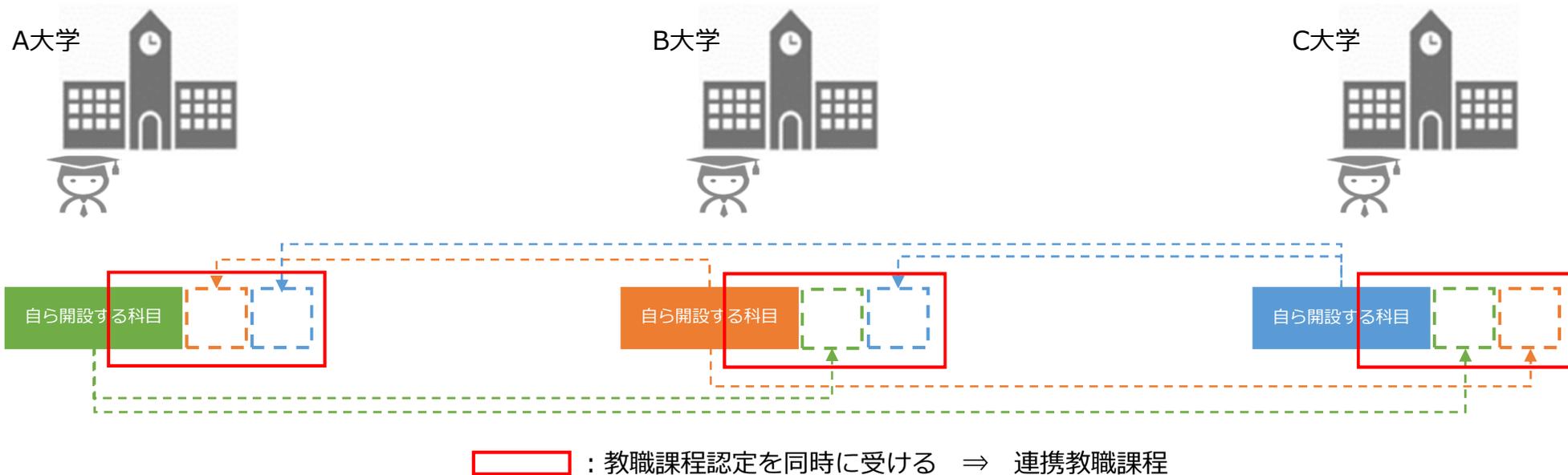


●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場合	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

連携教職課程について

大学等連携推進法人 や 複数大学法人



期待される効果

- ★複数の大学間で得意な科目を合わせることで、教職課程の内容を充実
- ★教員採用数の少ない種類の免許状についても複数の大学の連携・協力により、地域の教員養成機能を確保